

人事委員會議録 第六号

昭和二十七年十二月九日(火曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 有田 二郎君

理事 竹山祐太郎君 理事 受田 新吉君

理事 森 三樹二君

小澤佐重喜君 木暮武太夫君

小山 長規君 竹尾 式君

福永 健司君 小島 徹三君

松野 孝一君 池田 頑治君

小松 幹君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義九君

人事院事務官(事務局長) 滝本 忠男君

大蔵事務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官(主計局長) 岸本 晋君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

本日の會議に付した事件

公述人選定に関する件

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○有田委員長 これより人事委員會を開会いたします。

議事に入る前に、まず御報告いたします。去る六日、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十六号の審査を本委員會に付託されましたので、御報告いたしておきます。

まず公述人の選定に關してお諮りいたします。明日午前十時より、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして公聴会を開きますので、出席して意見を述べたいと公述人を選定したいと思

います。これは委員長及び理事に御一任願つておきたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○有田委員長 ただいまより、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十六号を議題として、政府側より提案の理由の説明を聴取いたします。愛知大蔵事務次官。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

官 職 名		俸給月額
内閣總理大臣		110,000円
國務大臣		86,000円
人事官及び検査官		86,000円
國家公安委員會委員		86,000円
内閣官房長官		86,000円
公正取引委員會委員長		86,000円
土地調整委員會委員長		86,000円
文化財保護委員會委員長		86,000円
地方財政審議會會長		86,000円
宮内庁長官		86,000円

官 職 名		俸給月額
法制局長官		75,000円
政務次官		75,000円
内閣官房副長官		75,000円
公正取引委員會委員		75,000円
土地調整委員會委員		75,000円
地方財政審議會委員		75,000円
運輸審議會委員		75,000円
侍從長		75,000円
東宮大夫		75,000円
式部官長		75,000円

- 1 附則 この法律は、公布の日から施行
- 2 大使、公使及び秘書官が昭和二十七年十一月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額の号俸は、改正前の特別職の職員に關する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表第二及び別表第三に定める俸給月額の号俸に對應する改正後の特別職の職員に關する法律(以下「改正後の法」という。)別表第二及び別表第三に定める俸給月額の号俸とする。
- 3 前項に規定する期間内において改正前の法の規定に基いてなされた特別職の職員に關する決定は、改正後の法の相當規定に基いてなされたものとみなす。
- 4 この法律施行前に改正前の法の規定に基き特別職の職員に支給された昭和二十七年十一月一日以後同年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 5 國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律(昭和二十五年法律第二百六十五号)は、特別職の職員に關する法律の適用を受ける職員には、適用しない。

○愛知府委員 たいだいま議題となりまして特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員に關する法律は、従来一般職の職員に關する法律を考慮いたしまして、その職務と責任に應じて定められていたものであります。が、今般人事院の勧告に基づきまして一般職の職員に關する法律案がなされることになりましたので、特別職の職員につきましても一般職の職員と同様にその給与を改訂いたしますとともに、期末手当及び勤勉手当の制度を設けることとし、特別職の職員に關する法律に所定の改正を加えようとするものでございます。

次に、改正の要点を簡単に御説明申し上げます。第一に、内閣総理大臣等の給与につきましては、一般職の職員の給与改訂と権衡をはかり、俸給月額を現行の二割五分ないし三割七分程度増額することとしたのであります。第二に、従来単独法によつて定められておりました年末手当及び臨時手当を一般職の職員に關する法律と同様、この法律に取入れ、内閣総理大臣等には期末手当を、秘書官、侍従等には期末手当及び勤勉手当を支給することとしたのであります。第三に、日本學術會議会員の給与は、現在月額二千二百円の範囲内において手当が支給されておりましたが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、参事等と同様、月額三千円に改めることとしたのであります。

昭和二十七年十二月十一日印刷

審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○有田委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

次に、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によりこれを許します。竹山祐太郎君。

○竹山委員 私の伺いたいのはむしろ質問ではないのでありますが、ちやうど大蔵政務次官も見えなくなつておりますので、今提案された本問題については、いづれ公聴会その他の機会を順次経て、われ／＼としても慎重審議をいたしたいと思ひます。わが党としての従来の主張は御承知の通りであります。が、今予算委員会におきましては、順次補正予算の最終段階に入らうといつておられます。従つて本日わが党としても予算の修正の問題について、自由党を初め各党及び政府に、わが党の修正の主張を申入れをいたしたわけでありまして、その中にはもちろんベース・アップの大問題が入つておるが、その中を含む一部分として、本委員会でも最初から数回にわたつていろいろ話し合ひ、また意見が出ておりますところの地域給の問題であります。これは委員長も非常な御努力をしておつてくださることに關しては、私初め各委員みなその努力、誠意に対して感謝をいたしておるのであります。が、しかし何と申してもこれは予算のわくの問題である。しかし、この最初の問題のときに私も発言をいたしましたのは、ベース・アップそのものについてはこれを含んでの話であります。世に

昭和二十七年十二月十二日発行

わゆるベース・アップの問題については、政府は人事院の勧告をうのみにいたしておらないのであります。ところが地域給の問題については、その辺がどうも明瞭でない。一本の予算の内容でありますから、どうもその關係において、われ／＼としては十分に政府及び人事院の立場の食い違ひが了承しにくいのであります。そこでこれはわれわれとしては、この補正予算の改訂修正の中に、地域給の實際各地からの熱心な陳情や請願そのものをわれわれはうのみにして、無条件で言うておるのであります。人間のやつたことであつて、人事院のつくられたのを検討すればするほど、これは予算に制約されたとはいひながら、どうしても不均衡の事態というものがあつてはならぬ。従つて政治の公正を期する上においても、国会としてはどうしもある納得の行く線まで、均衡を保たせようというところは當然いたさなければならぬ。その場合においてただちに財源の問題に觸れて来るのであります。が、今日まで政府の答弁を伺つておつても、政務次官に伺つた機会がないので、事務当局に伺つても、このことは返事を求めることが無理であつて、当然予期もできませんから、われ／＼の期待する政府の態度というものは伺えなかつた。従つていよいよ最終段階に入らるに従つて、この問題はただそのまゝでは済まされないう意味において、私たちは予算修正の中にある程度地域給に伴う財源の増額を含めて、そしてこの不均衡な人事院の勧告案に、より均衡性を与えるように、委員長にも努力をお願いしたいといふ熱望を持つておるわけでありまして、今日

日の段階においてこれに対する御明答をいたさうといふことは私も予期はいたしません。しかしそういう情勢にあるといふことを、われ／＼としては考へておることをこの機会に申し上げて、大蔵政務次官にもひとつ政治的な十分の御考慮をいただきたい、かように思うわけでありまして、今日の段階において考へ得るお心持を、一度今日のこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○愛知府委員 竹山さんのお尋ね並びに御意見でございますが、地域給の問題につきましては、お話の通り従前から非常にむづかしい問題として、特に国会においてもしばしば問題になつておつたところでございますが、ただいまの段階において、竹山さんのお話は現在国会で審議中の補正予算案に關連した問題でございまして、かりに觀念的に考えますれば、予算のわくを動かさずに、地域給がいま少し均衡をとれるように調整するといふことが一つと、それからいま一つは、かりに補正予算案をさらに修正をして増額するといふ場合にどういふふうに考へるかという、この二つの点かと思つて、あります。第一の点につきましては、私どもはかりにそういうことが現実の事態において許され得る程度でございませうならば、十分これは考慮しなければならぬかと考へます。それから第二の点でございますが、実は先ほどお話もございましたように、實際問題として改進黨初め、その他の方面からも修正の御希望が出ております。政府におきましては誠意を持つて研究をいたしまして、補正予算を編成いたしましたとき

のわれ／＼の考へ方に変更を加うべきでないという観点から、われ／＼財政当局といたしましては、補正予算の原案をどうしても支持したい、これをお願いしたい、こういうふうな考へておりますので、その点は仮定の問題になるのであります。が、かりに事務当局の意図と別な考へ方の方が強くなつて、具体的にそういう事態が起りました場合には、地域給の問題などというものは、どちらかといへば優先的に考へらるべき問題ではなからうか。くどいようであります。が、仮定の場合でございますが、そういうふうに私は考へておる次第でございます。

○有田委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明日午前十時より公聴会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時七分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局